

独立行政法人医薬品医療機器総合機構労働者派遣業務
(審査業務部)に係る仕様書

1. 派遣労働者について

(1) 派遣労働者の区分及び人数

派遣労働者(事務) 1名

(2) 勤務する事務所の名称、所在地

名称: 独立行政法人医薬品医療機器総合機構
審査業務部

所在地: 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル内

(3) 派遣期間

令和6年8月1日 ~ 令和7年5月31日

(4) 抵触日

令和6年12月31日

当所は、意見聴取期間内に、過半数労働組合等の意見聴取手続きを行い、派遣可能期間を延長することを予定しているが、協議の結果、派遣労働者の雇用を継続しないことになった場合は抵触日までの間に派遣期間を終了する変更契約を行うものとする。

(5) 業務内容

一般事務

- ① 医薬品・医療機器等各種申請書・届出書等の受付、分類、整理管理、手数料関係のシステム入力(適格請求書の発行関係に係るものを含む)、書類発送業務
- ② その他、上記業務に関連する事務作業。

(6) 資格条件

下記の①～③の全てに該当する方。

- ① 大学卒業以上の学歴を有する方。
- ② ワード、エクセル等のパソコンによる作業を正確かつ迅速に行える方(特にエクセルによる集計作業、入力作業)
- ③ 職場において、円滑なコミュニケーションを図り的確に業務を遂行できる方

なお、以下の方が望ましい。

- ④ 企業独自の業務システムを用いたデータ登録、検索、集計作業の経験があること。

(7) 勤務日

派遣労働者の勤務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、年末年始及びその他独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長が指定する日を除いた日とする。

(8) 休暇の取得について

休暇を取得する場合は、事前に指揮命令権者に報告すること。

(9) 就業時間

就業時間 9 時 30 分から 18 時 00 分とし、実労働時間は 7 時間 30 分とする。ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までの休息时间並びに派遣元及び派遣労働者の責に起因しない事由により業務に従事できない時間を除くものとする。

(10) 時間外労働、休日労働

時間外労働、休日労働の規定については派遣元の規定に準じる。

2. 派遣先及び派遣元について

(1) 派遣先責任者及び指揮命令権者

- ・派遣先責任者：医薬品医療機器総合機構 審査業務部長 會森 章
- ・指揮命令権者：医薬品医療機器総合機構 審査業務部長 會森 章

(2) 派遣元責任者

契約企業の責任者（派遣業者決定以降確認）

(3) 苦情処理申出先

- ・派遣先：医薬品医療機器総合機構 審査業務部長 會森 章
- ・派遣元：契約企業の担当者（派遣業者決定以降確認）

3. 契約金額について

- (1) 派遣代金は 1 時間あたりの額を定める単価契約とし、履行に必要な一切の費用を含むものとする。
- (2) ただし勤務時間が 8 時間を超える場合には当該単価に 1 0 0 分の 1 2 5 を乗じた時間外勤務単価によるものとする。

4. 応札条件について

派遣元の企業はプライバシーマークまたはこれに準じる資格を取得していること。

5. その他留意事項

- (1) 業務の性格上、派遣労働者、派遣元共に守秘義務が課せられているので十分留意すること。
- (2) 業務上不明な事項が生じた際は、指揮命令権者の指示を仰ぐこと。

6. 本件に関する照会先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

審査業務部 喜多 邦生

電話：03-3506-9542

e-mail：kita-kunio〔at〕pmda.go.jp

（注）迷惑メール防止対策をしているためを〔at〕半角のアットマークに変えてください。